

山梨県公報

号外第二十号	平成十五年 四月三日	木曜日
--------	---------------	-----

山梨県選挙管理委員会告示第三十四号
地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年四月三日

山梨県選挙管理委員会 委員長 石澤道夫

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権 一
を有する者の一定数 一
県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 一
県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十五年四月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一四、〇八五

山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第一百六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年四月三日

選挙区名	三分の一の数
東山梨郡選挙区	六、九二二
東八代郡選挙区	一九、五一三
西八代郡選挙区	七、二三〇
南巨摩郡選挙区	一一、五八五
中巨摩郡選挙区	四四、五五五
北巨摩郡選挙区	一六、八〇五
南都留郡選挙区	一一、七八八
北都留郡選挙区	七、七二五
甲府市選挙区	五、五六一
富士吉田市選挙区	一四、一九〇
塩山市選挙区	一三六
都留市・西桂町選挙区	一〇、一〇九
山梨市選挙区	八、八五五
大月市選挙区	六九二
韮崎市選挙区	四三四

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一八四、〇三六

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番